

## マラソン大会協賛企業募集について

今年も「タートルマラソン国際大会兼バリアフリータートルマラソン大会」を足立区の荒川河川敷にて10月15日（日）に開催する運びとなりました。

昨年の46回記念大会に続き今年はバリアフリー大会が20回目の開催となり、健常者と障がい者が同じ場所で共にスポーツを楽しむ事を趣旨としてきた本大会も大きな節目を迎えることとなります。

当協会は女子マラソン大会の先駆者でありましたが、障がい者スポーツの更なる普及と発展へも積極的に取り組み、2020年のパラリンピックへ向けた記念大会にしたいと考えております。

つきましては、下記要領により協賛企業を募集いたしますので本大会の歴史と社会的意義をご理解いただき何卒ご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成29年4月吉日

公益社団法人 日本タートル協会  
会長 古藤高良

---

### 〔協賛募集要領〕

#### 1 目的

全国から多くの参加者と幅広い年齢層、そして障がい者大歓迎が特徴の健康マラソン大会の趣旨に賛同し協賛していただける企業を募集します。

※45回大会の様子を記録・放映された映像をDVDにてご覧頂けますのでご連絡下さい。

### 〔大会概要〕

- ・名称 第46回タートルマラソン国際大会 in 足立兼第20回記念バリアフリータートルマラソン大会
- ・期日 平成29年10月15日（日）
- ・会場 東京都足立区荒川河川敷内・虹の広場
- ・コース 荒川右岸コース
- ・種目 マラソン : ハーフマラソン、10km、5km、  
ウォーキング : 10km、5km、親子ペア1マイル
- ・参加人数 合計12,000人
- ・主催 公益社団法人 日本タートル協会
- ・共催 足立区
- ・後援 国土交通省荒川下流河川事務所 厚生労働省 スポーツ庁 NHK  
帝京科学大学

- ・ 協力      アキレスインターナショナルジャパン  
              足立区ボーイスカウト・ガールスカウト協議会
- ・ 支援      NPO法人日本医師会ジョガーズ連盟    一般社団法人足立区医師会  
              公益社団法人日本糖尿病協会    他

## 2 協賛の方法

資金協賛：下記ご参照下さい。

物品協賛：個々に相談させていただきます。

## 3 協賛の金額

### (1) 冠協賛 100万円以上

#### 【特典】

- ①会場の主催者看板等公式告知物に企業名又は指定ロゴ掲載
- ②ゼッケン（12,000人）に企業名又は指定ロゴ掲載
- ③大会プログラムに企業広告掲載（12,000部 A4サイズ 1頁）
- ④宣伝用ブース提供
- ⑤公式ホームページに企業名掲載

※公益事業につき大会名への命名権はありません。

※複数社の場合の表記方法は金額に応じて当方で決定します。

### (2) 広告協賛（大会プログラム）

#### 広告掲載のサイズ及び掲載料等

位置（募集数）	大きさ （全サイズA4版として）	色	掲載料（円）
裏表紙 全面（1件）	縦 271 mm 横 184 mm	カラー	150,000
表表紙裏 全面（1件）	縦 271 mm 横 184 mm	カラー	100,000
裏表紙裏 全面（1件）	縦 271 mm 横 184 mm	カラー	80,000
中頁 全面（5件）	縦 271 mm 横 184 mm	モノクロ	50,000
中頁 半面（6件）	縦 130 mm 横 184 mm	モノクロ	30,000
中頁 1/4（8件）	縦 61 mm 横 184mm	モノクロ	20,000
中頁 1/8（16件）	縦 61 mm 横 91mm	モノクロ	10,000

- 【特典】①広告料 8 万円以上の企業に会場でイベントブースを提供（最大 6 社／ブース：先着順）。
- ②公式ホームページに企業名掲載。

### [申込方法及び期限]

1. お電話でお申し込み下さい。（先着順の受付です）  
申込用紙を FAX または e-mail 添付にてお送りします。

2. 申込期限  
平成 29 年 8 月 9 日（水）

3. 支払方法  
下記口座へお振込み下さい。

- (1) 金融機関  
三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店
- (2) 口座番号  
普通 5738954
- (3) 口座名義  
コウエキシヤダンハウジン ニホンタートルキヨウカイ

掲載料を振り込まれた後に、申込者の責めに帰さない理由により申込を取り消す場合には、その掲載料を返金し当会はその他の責任を一切負いません。なお、返金する掲載料には、利子を付けません。

◎広告の内容及び制限広告の内容は、大会の趣旨にふさわしいものとする必要があるため、業種や広告表現について制限があります。

#### [掲載できない広告]

- (1) 広告の内容が大会の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの。
- (4) 青少年の健全育成に反するもの。
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの。
- (7) 当協会が本大会の趣旨に鑑み妥当ではないと判断したもの。

以上